

嶽麓秦簡「執法」考

土 口 史 記

は じ め に

前 221 年、六國の併合を果たした秦は全土を三十六の郡に編成し、すべて中央の直轄統治領域とすることを決定した。封建から郡縣への轉換を最終的に確定したという意味で、この年が重要であることは間違いないが、もとよりただ一つの時點であらゆる事柄が固定化するはずはなく、その前後における制度沿革の實際を問う必要があることは言うまでもない。

近年、秦代簡牘の數量が格段に増加したことによって、統一前後における郡縣制の實態を研究するための材料が非常に豊富になっている。睡虎地秦簡¹⁾、龍崗秦簡²⁾、嶽麓秦簡³⁾に含まれる律・令を初めとする法制史料、秦代遷陵縣廷の古井遺址より出土した萬單位にのぼる行政文書たる里耶秦簡⁴⁾、さらには漢初の抄寫ではあるが秦制の痕跡を窺いうる張家山漢簡⁵⁾といった簡牘がそれである。律令文獻の示す法制度と、その制度のもとで實際に運用された行政文書という、理念と現實の兩側面から秦制の實態に迫ることが可

-
- 1) 睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』北京、文物出版社、1990 年、陳偉主編『秦簡牘合集』〔壹〕武昌、武漢大學出版社、2014 年。
 - 2) 中國文物研究所・湖北省文物考古研究所編『龍崗秦簡』北京、中華書局、2001 年、陳偉主編『秦簡牘合集』〔貳〕武昌、武漢大學出版社、2014 年。
 - 3) 陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡 (肆)』上海、上海辭書出版社、2015 年 (以下『嶽麓秦簡 (肆)』)。なお和譯の一部は本號所載の共同研究班の成果を参照した (秦代出土文字史料の研究班編『嶽麓書院所藏簡《秦律令 (壹)》譯注稿 その (一)』『東方學報』京都、第 92 冊、2017 年。以下「譯注稿」と稱する)。
 - 4) 湖南省文物考古研究所編『里耶發掘報告』長沙、嶽麓書社、2007 年、湖南省文物考古研究所『里耶秦簡〔壹〕』北京、文物出版社、2012 年。陳偉主編『里耶秦簡牘校釋 (第 1 卷)』武昌、武漢大學出版社、2012 年。
 - 5) 彭浩・陳偉・工藤元男主編『二年律令與奏讞書：張家山二四七號漢墓出土法律文獻釋讀』上海、上海古籍出版社、2007 年。

能となっていると言えるだろう⁶⁾。

こうした出土資料を利用した研究の中でひとつの焦点となっているのが、縣の統括をめぐる問題である。縣がこれまで地方行政の基本単位として重視されてきたことは言うまでもないが、ではその縣が直接の上級にあたる郡やその他の機關とどのような関係を取り持っていたのか、その點を問い直すことが近年盛んに試みられている。

例えば森谷一樹氏は二年律令を利用し、これまで京師の縣を統括する上級機關とされてきた内史が、同時に全土の穀貨をも司る、より大規模な機關であったことを考證している。これまで、秦における郡・縣の関係は、従來の内史・縣の関係が援用されたものと捉えられていたが、森谷氏はこれを批判し、内史管區における内史と縣との関係を、そのまま郡管區における郡と縣との関係と同一視できるわけではないとする。内史管區の縣は内史以外の中央官の統括も受けており、内史一縣という一元的支配系統は想定できない。と同時に、郡には内史を含めた中央官の様々な権限が委讓されてきており、廣範な職掌を有していたとする⁷⁾。

森谷氏の所説は内史を主眼とするものの、その外側の郡・縣の関係を考察するうえでも示唆に富む。郡の廣範な職掌が郡の諸官においてどのように分割されていたのかについて具体的に検討しているのが游逸飛氏である。氏は、郡守が財産權、郡尉が人事權、監御史が律令など特殊情報の傳達權をそれぞれ獨立の權限として有したこと、司法權力は郡守と郡監御史に、軍事權力は郡守と郡尉に分割されているように、獨斷專權を許さぬ體制となっていたこと、そのため縣の上級長官は郡守ただ一人だと言えるわけではないということを論じている⁸⁾。縣廷の上位に郡守府があるという郡－縣の二者間関係ではもはや當時の地方統治體制は十分に説明できず、少なくとも縣廷と郡守府・郡尉府・監御史府という上位三機關との関係を考慮しなければならないということになる。

森谷・游兩氏はいずれも、郡・縣関係の具體像を新たに提示すると同時に、漢代以降にようやく中央・郡・縣と一本化された支配體制が成立するとみている。逆に言えば、秦から漢初にかけては、急激な支配領域の擴大、さらに秦の滅亡から漢王朝の成立というめまぐるしい歴史展開のなかで、地方統治體制はなお固定的なものではなく、流動性

6) 土口史記「中國古代文書行政制度——戰國秦漢期出土資料による近年の研究動向——」『中國史學』第23號、2013年において、とくに文書行政の面に着目して近二十年の研究状況を整理した。

7) 森谷一樹「『二年律令』にみえる内史について」富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』論考篇、京都、朋友書店、2006年。

8) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第87本第3分、2016年。

を孕むものであったと考えられる。

このような認識に立てば、縣がいかにかその上級機關の統括を受けていたのかという問題はなお追究の価値があることが了解されるだろう。しかしながら、これまで中心的な史料となってきた睡虎地秦簡中の秦律は、この問題を考えるうえで十分な史料とは言い難かった。それを端的に表すのは、秦の南郡地域において出土した律であるにもかかわらず、そこに郡級の機關について言及する條文がほとんど存在しなかったことである。

既に郡が存在する當時、律にそれが言及されないのは不審であったが、江村治樹氏は、墓主（安陸縣・鄢縣の令史であった）が郡關係の規定を参照する必要があった場合には、京師を管轄する内史の部分郡と読み替えて對應したという見解を提示した⁹⁾。しかしこれに對して先に言及した森谷氏の論考は、睡虎地秦簡と二年律令との比較検討を通じ、秦律の内史を郡に読み替えて適用する方法には問題があることを指摘している¹⁰⁾。さらに兩者を折衷した立場の大櫛敦弘氏は、内史が中央官（全土の穀貨を掌る¹¹⁾）、地方官（京師の縣を統括）という二重性を有していたことに基づいて、地方官的側面が現れる律では内史を郡に読み替える方式があった可能性を指摘している¹²⁾。

いずれにしても、秦律から縣とその上級機關との關係をどのように解釋すべきかは論者によって解釋が分かれ、不明な點が多い。これはとりもなおさず従前の史料状況の限界を示している。

こうした限界を打破しうる史料が、近年公表された『嶽麓書院藏秦簡（肆）』所收の秦律令である。それはなお全面的な公開に至ってはいないものの、従來の史料に依據して想定されてきた秦制の認識を改めるに足る情報量を備えている。

特に注目し値するのが、縣の上位機關として内史や郡のほか新たな官——「執法」が確認されたことである¹³⁾。執法が縣の上位に現れるという事實自體、全く新たな知見となるが、さらに興味を引きつけられるのは、實のところ傳世文獻には秦代における執

9) 江村治樹「雲夢睡虎地出土秦律の性格をめぐって」『春秋戰國秦漢時代出土文字資料の研究』東京、汲古書院、2000年。

10) 森谷一樹「『二年律令』にみえる内史について」（前掲）。

11) 内史の「中央官」としての具體的職掌は従來の研究では概括的に「穀貨を掌る」とみなされ、實例として睡虎地秦簡・秦律十八種・倉律の「入禾稼、芻稟、輒爲廩籍，上内史」[28]などが挙げられてきた。ところが『嶽麓秦簡（肆）』には戸賦としての芻の供出について、「●金布律曰：出戸賦者，自泰庶長以下，十月戸出芻一石十五斤……歲輸泰守。」[118-119]のように、郡太守に輸送する規定がみえる。内史の職掌についてもなお一層の検討が必要であろう。

12) 大櫛敦弘「近年の内史研究から見る秦漢統一國家體制の形成」『中國史學』第24號，2014年。

13) 嶽麓秦簡の釋文では「執灋」と表記されるが、本稿では「執法」に統一する。

法の存在を示唆する文言が存在していたということである。そのことに注目したのは櫻井芳朗氏であり、およそ80年前の論考において秦に執法なる官が存在したことを推定していた¹⁴⁾。それに關わる史料が一舉に増加した今日、櫻井説の檢證と再評價もまた、可能となるのである。

以上のような觀點から、本稿では嶽麓秦簡を利用して執法の性格を檢討し、特に縣との關係を中心にその官制上の役割を明らかにし、もって秦代の地方統治體制に關わる新知見の獲得を目指したい。

第一章 嶽麓書院藏秦律の時代觀

第一節 年次を有する簡

嶽麓書院藏秦簡は2007年12月、湖南大學嶽麓書院によって香港の骨董商より購入された簡を中心とする¹⁵⁾。2010年に第一冊が刊行されて以降、2015年までに第四冊が公開されており、この第四冊(『嶽麓秦簡(肆)』)に律令が收録されている。律令の類は全體で約1200簡にのぼるといい、「肆」にはそのうち391簡を収め、整理者はこれを「秦律令(壹)」と位置づける¹⁶⁾。さらに簡の形制・字體・内容などの面から「肆」所收の律令を三組に分け、第一組を「亡律」(第5簡背面の篇題による)關係の卷冊、第二組を「田律」「金布律」など諸種の秦律を収める卷冊、第三組を概ね「內史郡二千石官共令」に屬するであろう卷冊(ただし令名の配置は検討の餘地ありとする)と整理している¹⁷⁾。

律令抄寫の年代については、睡虎地秦簡で「百姓」とある條文と同内容のものが嶽麓秦簡では「黔首」となっている例から、嶽麓秦簡がより遅く抄寫されたということが、簡報の段階で陳松長氏によって指摘されていた¹⁸⁾。その後、氏はさらに抄寫年代を確定する手がかりとして、

泰上皇時內史言：西工室司寇、隱官、踐更多貧不能自給糧(糧)。議：令縣遣司寇入禾，其縣毋(無)禾[329]當貸者，告作所縣償及貸。西工室伐榦沮、南鄭山，令沮、

14) 櫻井芳朗「御史制度の形成(上)」『東洋學報』第23卷第2號，1936年。以下の櫻井説についてはすべてこの論考による。

15) 購入と整理、鑑定の經緯については陳松長編『嶽麓書院藏秦簡整理與研究』上海，中西書局，2014年を参照。

16) 『嶽麓秦簡(肆)』「前言」。

17) 同前。

18) 陳松長「嶽麓書院所藏秦簡綜述」『文物』2009年第3期。

南鄭聽西工室致。其入禾者及吏移西 [330] 工室。●二年曰：復用。[331]

昭襄王命曰：置酒節（即）徵錢金及它物以賜人，令獻（讞），丞請出；丞獻（讞），令請出，以爲恒。●三年詔曰：[344] 復用。[345]

の兩條文を舉げる。秦莊襄王への「泰（太）上皇」追尊は始皇二十六年であり¹⁹⁾、これ以後となる「二年」は二世皇帝の紀年と考えられる。また「三年詔」は、始皇二十六年に皇帝の令を詔と改稱して以降の「三年」であり、同じく二世皇帝期となる。以上のことから、嶽麓秦簡の年代下限は二世皇帝三年（前 207）とすべき、と陳松長氏は述べる²⁰⁾。もちろん個々の條文の成立年代はさらに遡りうるし、またより具體的に抄寫年代を推定できる部分も存在することには留意が必要である。このことについては本號所載の「解題」を参照されたい²¹⁾。

第二節 郡縣関連條文にみる年代観

先述のように、睡虎地秦簡では郡に言及することが非常に稀であったが、それに対して漢初の二年律令では内史・郡を並列させる條文が散見し、明らかに郡が行政機構として存在することを前提に條文が整備されている。そして、嶽麓秦簡の律令はちょうどこれらの中間に位置すると考えられる。つまり、秦代の條文でありながら、郡の存在がより普遍的となったことを反映した文言が見出せるのである。すなわち次の置吏律には、

●置吏律曰：縣、都官、郡免除吏及佐、羣官屬，以十二月朔日免除，盡三月而止之。其有死亡及故有缺者，[220] 爲補之，毋須時。郡免除書到中尉，雖後時，尉聽之¹。（後略）[221]

と郡が見えるが、この條文は睡虎地秦簡・秦律十八種・置吏律においては、

縣，都官，十二郡免除吏及佐，羣官屬，以十二月朔日免除，盡三月而止之。其有死

19) 『史記』秦始皇本紀・始皇二十六年條「追尊莊襄王爲太上皇。」

20) 陳松長「嶽麓秦簡中の兩條秦二世時期令文」『文物』2015 年第 9 期，また『嶽麓秦簡（肆）』226 頁注 34 および 228 頁注 59。

21) 宮宅潔「嶽麓書院所藏簡「亡律」解題」『東方學報』京都，第 92 冊，2017 年。

亡及故有央（缺）者，爲補 [157] 之，毋須時。[158]

となっていた。つまり睡虎地秦簡の「十二郡」が、嶽麓秦簡では「郡」となっている。「十二郡」と限定的であった郡が、數値を冠さない一般の「郡」へと變化したものと考えられ、郡が行政單位として一般化したことの現れとみなせよう。

さらに兩條文を比較すると、嶽麓秦簡には睡虎地秦簡に見られない部分がある。すなわち「郡免除書到中尉」以下の部分であり、やはり郡が登場する。郡からの免除書が規定の日時に遅れた場合でも、それを中尉は受理するようにという規定であって、遠隔地にある郡を考慮に入れた、より綿密な條文となっていることが窺われる。

行政單位の呼稱に關してさらにもう一例を擧げておこう。秦代には内史が掌治する行政區畫のことを、「中」と呼び、また同時にその地域は「内史」とも呼ばれた。そうした表現は二年律令にも引き繼がれる²²⁾。嶽麓秦簡においても、郡管區の縣・道を「郡縣道」、京師（内史管區）のそれを「中縣道」と、明確に對比して呼ぶ例が散見する。

■亡不仁邑里、官，毋以智（知）何人毆（也），中縣道官詣咸陽，郡【縣】道詣其郡都 [24] 縣，皆毆（繫）城旦舂，（後略）[25]

□□□罪而與²³⁾郡縣道及告子居隴西縣道及郡縣道者，皆毋得來之中縣道官。（後略）[93]²⁴⁾

●郡及關外黔首有欲入見親、市中縣【道】，【毋】禁錮者毆（也），許之。（後略）[367]

秦代において既に「中」と「郡」という二層の領域構造が律文に反映されていたことを示す、興味深い對比表現である。ところがこうした表現は、睡虎地秦簡には見られない。つまり、嶽麓秦簡における「中」・「郡」の對比表現の登場は、條文の成立年代が睡虎地秦簡のそれよりも降ることを示唆するのである。もっとも、比較検討可能な同類の條文があるわけではないため、中縣道・郡縣道といった語彙が睡虎地秦簡の當時に存在しな

22) 森谷一樹「二年律令にみえる内史について」（前掲）。

23) 「與」を整理者は「遷」の誤りと指摘する。従うべきであろう。

24) 整理者は『嶽麓秦簡（肆）』77頁注65においてこの條文を引き、「中縣道」「隴西縣道」「郡縣道」の三者の區分が明確であるとする一方、隴西縣道はまた別の特別な區域だという。

かったとまでは斷言できない。これについては、あくまで條文の年代觀の傍證となりうる可能性があるという指摘に留めておきたい²⁵⁾。

第二章 執法の職掌とその性格

第一節 傳世文獻の執法

「執法」は嶽麓秦簡によってはじめて同時代史料中に確認された官職である。そこでは縣の上級に立ってその行政を監督する姿が窺われ、本稿の問題關心に照らしても非常に注目される。傳世文獻において執法が未見であったというわけではないが、嶽麓秦簡の情報量とは比較にならない。

しかしながら現在のところ執法には十分な注意が拂われているとは言い難く、それが具體的にいかなる官であったのかを正面から論じた研究は非常に少ない。整理者は、執法が朝廷の法官あるいは郡縣の法官であったという可能性を述べるが²⁶⁾、ごく簡潔な指摘に止まる。周海鋒氏は『嶽麓秦簡（肆）』の資料價值を整理するなかで秦代職官研究への意義についても述べるが、執法には全く言及しない²⁷⁾。陳松長氏は、未公刊の嶽麓秦簡をも利用して執法の性質を検討し、① 執法は朝廷の法官として丞相・御史と並列される高官としても、また郡・縣で治獄を擔當する法官としても出現すること、② 縣官よりも強大な職權を持つこと、③ 獨自の官署・屬吏を有すること、といった點を指摘する²⁸⁾。しかしその論考ではかえって『嶽麓秦簡（肆）』所收の秦律はほとんど利用されておらず、さらに傳世文獻およびそれに基づく従來の研究との關連にも論及されないため、議論の餘地は大に残る。そこで本章ではまず傳世文獻における執法について確認したのち、『嶽麓秦簡（肆）』所收の秦律を詳細に検討することで、執法の性質を明らかにしたい。

まず傳世文獻であるが、そこでの執法に對する扱いは極めて冷淡であって、あるいは文獻は執法に無關心であったとさえ言える。

秦自四境之内，執法以下至於長輓者，故畢曰：與嫪氏乎，與呂氏乎。雖至於門閭之下，廊廟之上，猶之如是也。
『戰國策』魏策四・秦攻魏急²⁹⁾

25) 里耶秦簡には「中縣」という表現が見られる（[8-355]，[8-1804]）。

26) 『嶽麓秦簡（肆）』，78 頁注 77。

27) 周海鋒「《嶽麓書院藏秦簡（肆）》的內容與價值」『文物』2015 年第 9 期。

28) 陳松長「嶽麓秦簡中的幾個官名考略」『湖南大學學報（哲學社會科學版）』第 29 卷第 3 期，2015 年。

29) 本記事は始皇八年のことと考えられる。諸祖耿『戰國策集注彙考』增補本，南京，鳳凰出

既に嶽麓秦簡の整理者がその注において参照している史料である。上は「執法」から下は「長輓」に至るまで、嫪氏にくみするか呂氏にくみするかが話題の的であったことをいうが、同じ記事が『孔叢子』論勢においては、

今秦四境之内，執政以下，固曰：與嫪氏乎，與呂氏乎。

となっており、「執法」はより抽象的な「執政」という表現に改変されている。先の『戦国策』鮑彪注も「執法，執政之臣」としているが，執法→執政という置換が可能であったのは，「執法」が官名であることが忘れられ，「執政」と抽象化しても違和感が生じなかったことを示すだろう。だが「執法」は秦代に確かに存在した官名なのだから，これを「執政」と改変することや，執法に「執政の臣」と注を當てるのは適切を缺くと言わざるをえない³⁰⁾。

次の説話においては，やや詳しく執法の性格を窺うことができる。

威王大説，置酒後宮，召髡賜之酒。問曰：先生能飲幾何而醉。對曰：臣飲一斗亦醉，一石亦醉。威王曰：先生飲一斗而醉，惡能飲一石哉。其說可得聞乎。髡曰：賜酒大王之前，執法在傍，御史在後，髡恐懼俯伏而飲，不過一斗徑醉矣。若親有嚴客，髡希鞶韠，待酒於前，時賜餘瀝，奉觴上壽，數起，飲不過二斗徑醉矣。

『史記』滑稽列傳・淳于髡

ここでは執法が御史と一對のものとして現れる點が注目される³¹⁾。『冊府元龜』卷512・憲官部・總序「戰國有執〔御〕史、執法之官。御史掌記事，執法掌糾彈之任」とあるように，執法が糾彈の役割を擔ったことはその名稱からも容易に想像される。それに加えて，明らかに君主の身邊で法を掌る役目を帯びていることが注目される。こうした逸話が漢代に流布していたことは，「執法」イコール君主の側近というイメージが一般的で

↙ 版社，2008年，1343頁を参照。

30) 楊寬・吳浩坤主編『戰國會要』上海，上海古籍出版社，2005年，492頁が執法を官名と指摘するのは正確と言える。

31) 御史については櫻井氏が「王側に侍る記事の職」とし，秦漢以後の監察官としての御史とは違うと言い，それでもなお後世の御史の淵源であると指摘している。ここで御史と執法とがセットになっているのは，いずれも君主のために法を取り締まり，違法者を適切に處理する役割と考えられる。『通典』職官六・御史臺は，戰國時代の御史を「記事之職」とし，秦漢にいたって「糾察之任」となったというが，執法には言及していない。

あったことを示唆する。

同様の執法は、漢初の記事にも見える。

漢七年，長樂宮成，諸侯羣臣皆朝十月。……於是皇帝輦出房，百官執職傳警，引諸侯王以下至吏六百石以次奉賀。自諸侯王以下莫不振恐肅敬。至禮畢，復置法酒。諸侍坐殿上皆伏抑首，以尊卑次起上壽。觴九行，謁者言罷酒。御史、執法舉不如儀者輒引去。『史記』劉敬叔孫通列傳

よく知られた、長樂宮落成の際の記事であり、御史と執法とが儀禮通りに行動しないものを退場させたことを述べている³²⁾。すなわち御史と執法には宮中で不法を取り締まるという役割が與えられており、櫻井芳朗氏はこれについて「王に侍御して文書を掌っていた御史が朝議祭禮等に際して百官の不法を取り締まるやうになるのは第一段の發展である。これより常に百官を監察するやうになるのであらう」と言い、戦國時代には御史と執法とは別個の官であったが、秦代に一つの官名となり、御史が執法を兼ねるようになったとする。

櫻井氏が「御史が執法を兼ねる」と指摘した根據としてさらに次の記事がある。

（高祖十一年）二月，詔曰：……。又曰：……賢士大夫有肯從我游者，吾能尊顯之。布告天下，使明知朕意。御史大夫昌下相國，相國酈侯下諸侯王，御史中執法下郡守，其有意稱明德者，必身勸，爲之駕，遣詣相國府，署行、義、年。有而弗言，覺，免。年老癯病，勿遣。『漢書』高帝紀

前漢高祖十一年に發布された、賢者登用を勧める詔令である。この詔の頒布が、諸侯王に對しては御史大夫・相國（丞相）を通じて、郡に對しては「御史中執法」を通じておこなわれていることが注目される。

この御史中執法について櫻井氏は、「中執法が中丞であることには誰しも異論を挟まない」と述べるが、これは晉灼の注「中執法，中丞也」や『通典』卷二十四職官六・中丞の「亦謂中丞爲御史中執法」などを承けたものであろう³³⁾。

32) 『漢書』においても「御史・執法舉不如儀者輒引去」と、同様の表現となっている。

33) 御史が法令の頒布に関わることについて、『周禮』春官・御史には御史の職掌の一として「凡治者受灋令焉」とあり、これを参照した『通典』卷二十四職官六・御史臺は、「御史之名，周官有之，蓋掌贊書而授法令，非今任也。」とする。なお王勇華氏は、御史中執法が詔

御史中丞は、その實態はさておき、『漢書』百官公卿表では御史大夫の次官と説明される。

御史大夫，秦官，位上卿，銀印青綬，掌副丞相。有兩丞，秩千石。一曰中丞，在殿中蘭臺，掌圖籍祕書，外督部刺史，內領侍御史員十五人，受公卿奏事，舉劾按章。

『漢書』百官公卿表

御史大夫には「兩丞」があるといい、先の晉灼以下の諸家は、兩丞の一、すなわち御史中丞のことを、御史中執法とみなしていたわけである。

櫻井氏はこのことに注目したうえでさらに、史料には明言されないものの、御史中執法に對して「御史執法」もまた存在したはずであると指摘する。御史大夫の兩丞のうち、殿中にいる一方を御史中丞、もう一方を單なる「御史丞」とみて、その別名を御史執法と想定するのである³⁴⁾。そして「御史中執法」が高祖期の詔に現れていたことから、「御史執法」とともに両者は秦制を繼承したものと櫻井氏は推定する。

第二節 嶽麓秦律の執法

前節に確認したように、櫻井氏は秦代に「御史執法」が存在することを推定していた。今日、嶽麓秦簡に「執法」が確認されたことは、この推定を一定程度裏付けたことになるが、秦簡を子細に検討するとむしろ櫻井説と齟齬する部分も目立つ。史料の制約からやむをえないことではあったが、櫻井氏はそもそも執法の性格や機能については深く言及していなかった。以下ではまず嶽麓秦律における「執法」の記事を逐一検討し、その上でふたたび櫻井説の検証へと戻ることにした。

① 執法の機構

秦簡に現れる執法について第一に指摘すべきは、それが次官や曹を擁し、獨立の官署

敕を地方へ傳達していることから、百官表にみえる職務と一致せず、またそれは監察官でもない」と指摘したうえ、御史中執法が御史中丞の前身であったとしても、實態には大きな差異があったはず、と述べる（王勇華『秦漢における監察制度の研究』京都、朋友書店、2004年、31-32頁）。確かに後の御史中丞とは異なるのだが、そもそも「御史」が原義上、天子の側近として文書を掌る官であったからには、その職掌に詔敕の頒布が含まれていても何ら不自然ではない。

- 34) 櫻井氏はここでさらに上掲の『史記』劉敬叔孫通列傳「御史執法舉不如儀者輒引去」の「御史執法」がひとつの官名であった可能性を指摘する。であれば「御史執法」が明言された唯一の文獻用例となるが、宮中の式典に「御史中執法」でなく「御史執法」が現れるのは、櫻井氏自身の説と矛盾する。おなじく宮中での酒宴を舞臺とした滑稽列傳の記事では御史と執法が明らかに區別されて登場しているように、ここも「御史、執法」と區別するのが穩當と考える。

を成していることである³⁵⁾。これは執法が御史大夫の次官（御史丞、御史中丞）であるとする櫻井説への端的な反證となる。

【1】 皆勿令回費日，以便毋（無）病黔首爲故。不從令者，貲丞、令史、執法、執法丞、卒史各二甲。[287]

みな命に背いて³⁶⁾日數を浪費することのないようにし、健常な黔首に便あらしめるよう心がけよ³⁷⁾。令に従わない場合、丞・令史・執法・執法丞・（執法の）卒史はそれぞれ貲二甲とする。

執法・執法丞・（執法）卒史が併置される本條からは、執法府には少なくとも次官（執法丞）と書記官（卒史）が存在し、かつ「執法」がその長官の別名であったことが確認される。

「卒史」は郡級の官府に置かれた書記官であり、縣の令史と同様、文書處理の實務を取り扱う³⁸⁾。卒史はまた、執法の官署において「曹」を形成していたと考えられる。

【2】 上其校獄屬所執法，執法各以案臨計³⁹⁾，乃相與校之。其計所同執法者，各別上之其曹，曹主者□ [354]

治（？）獄□校者各上其校屬所執法，其治（？）獄者□□ [355]

校閲した裁判文書を所屬の執法に上呈し、執法は各々案件ごとに計を検討し、そこで互いに突き合わせ校閲する。計の報告先が同じ執法である場合は、それぞれ區別して計をその曹に上呈し、曹の擔當者は……

35) 陳松長「嶽麓秦簡中の幾個官名考略」（前掲）が既にこのことを指摘し、さらに官署の呼稱として未公開簡の「執法府」の用例を挙げている。

36) 「回」は「そむく、違背する」の意味で解した。『詩經』大雅・常武「徐方不同，王曰還歸（箋云：回，猶違也）」。

37) 整理者は「以便。毋（無）病，黔首爲故不從令者，」と句讀するが，「以急爲故」「以必得爲故」のように，「以～爲故」（～を心がけよ）の句法が簡牘文書に常見するため，本文の通り改めた。京都大學人文科學研究所簡牘研究班編『漢簡語彙——中國古代木簡辭典』東京，岩波書店，2015年，7頁，14頁を參照。

38) 秦代の史料では，例えば里耶秦簡 8-87 に「洞庭段（假）卒史」がみえる。前漢末に降るが，尹灣漢墓木牘 YM6D1 には東海郡の吏員として「吏員二千二百三人。大守一人，丞一人，卒史九人，屬五人，書佐十人，嗇夫一人，凡廿七人。都尉一人，丞一人，卒史二人，屬三人，書佐五人，凡十二人。」とあり，郡太守府に九人，都尉府に二人の卒史が見える。卒史の特性についてはまた初山明『秦漢出土文字史料の研究』東京，創文社，2015年，127-159頁をも參照。

39) ここでの「計」は裁判に關する帳簿の「獄計」のことか。獄計については宮宅潔『中國古代刑制史の研究』京都，京都大學學術出版會，2011年，247頁を參照。

……治獄□校者，各々擔當した校を所屬の執法に上呈し，その治獄者……

前後の文脈が不明であるため，意味するところは捉えにくい，関連資料を挙げつつ大意を解説しておく。縣から執法に裁判文書が提出され，執法は所有している「計」（帳簿）とそれとを突き合わせることで，過失がないかをチェックする。後掲の資料【5】で縣官から執法に「計」が提出されていることはこれと関連するであろう。「其計所同執法者」は訓讀すれば「その計所の執法を同じくする者は」となるが，これは同じ執法に所屬してそこに計を提出する一群の行政單位，おそらくは縣を指していると考えられる。當時，勞働日數等の情報を記録・管理する官署を「計所官」と汎稱した⁴⁰⁾。「各別上之其曹」は計を區別して執法に提出することを言うのであろうが，どのような區別を設けるのかは判然としない。

ここには執法の「曹」が登場するが，曹とは秦代の縣では令史，郡では卒史が必要に應じて擔當する，文書處理上の單位である⁴¹⁾。執法の曹もまた，卒史の配備される單位であっただろう。

ところで，卒史が下屬する點からすれば，執法は郡太守級の二千石官であることが推測される。これを傍證するのが後掲資料【6】の「廷内史郡二千石官共令」（353 簡）に屬するとみられる條文であり，そこにも執法が登場する。「廷・内史・郡・二千石官に共通の令」が執法にも適用されていたのであれば，前三者が固有の官名である以上，執法は「二千石官」に含まれているとみなすほかない。以上により，執法は二千石官であったと考えられる。

さらに執法には「屬官」が設けられていた。

【3】（前略）其亡居田⁴²⁾、都官、執法屬官¹、禁苑¹、園¹、邑¹、作務¹、官道畝（界）中，其畜夫吏、典、伍及舍者坐之，如此律。[57]

逃亡して田・都官・執法の屬官・禁苑・園・邑・作務・官道の境界中にいたならば，その畜夫・吏・典・同伍の者，及び留め置いた者は，この律によって罪を問う。

40) 睡虎地秦簡・秦律十八種「官作居贖責（債）而遠其計所官者，盡八月各以其作日及衣數告其計所官。」[139] など。

41) 土口史記「秦代の令史と曹」『東方學報』京都，第 90 冊，2016 年。

42) 「其亡居田都官……」部分の釋字と解釋については「譯注稿」を參照。

この「執法屬官」については、条文後半でその管轄区の擔當者として「嗇夫、吏」が擧がっていることからすれば、官嗇夫・佐・史のような下級屬吏のことを指していると考えられる。すると執法には卒史のような長官祕書に加えて、諸實務を執行する「官」組織も置かれていたことになる⁴³⁾。

以上のように、執法は、執法・執法丞・卒史・「官」から構成される官であった。これは秦代の地方行政機關、すなわち郡縣の吏員構成とほぼ同様である。ただし郡尉・縣尉にあたるような軍官は現在のところ執法には見えず、軍事ないし治安維持の組織・機能を缺いていたようである。このことは、執法が後述のように監察を主務としており、直接的には治民の業務に關與していないことを反映していると考えられる。

② 縣行政の監督

前掲【1】では、執法が縣における黔首の動員について縣丞らと連帶責任を負っていた。このことから、執法は縣行政の監督機關という性格を有したことが窺われる。縣の上級機構としては當然ながら内史や郡が存在していたが、執法はこれらとは別の機關として、ある条件下では縣行政を監督するのであった。

執法と郡とが同じく縣の上位にあったことは、次の条文にも窺われる。

【4】 ●繇（徭）律曰、發繇（徭），興有爵以下到人弟子、復子，必先請屬所執法，郡各請其守，皆言所爲及用積 [156] 徒數，勿敢擅興，及毋敢擅傳（使）敖童、私屬、奴及不從車牛。凡免老及敖童未傳者，縣勿敢傳（使），（後略） [157]

徭律。有爵以下、人の弟子・復子までの身分の者を徭役に徵發したり動員したりする場合、必ずまず所屬の執法に申請し、郡においては郡太守に申請し、すべて動員内容と必要人員の延べ數を報告し、勝手に動員してはならず、また敖童・私屬・奴および車牛の徵發に隨行しない者を勝手に使役してはならない。およそ免老、および敖童で戶籍未登録の者は、縣が使役してはならない。

通常では動員對象から除外されていたであろう弟子・復子を動員するには、申請が必要であり、その申請先として執法と郡太守とが竝立している。両者が別個の官であることが明確に示されるが、一方で両者に對して同様の申請が行われることは、一定の条件下においては執法と郡太守とが同質の權限を持っていたことを示す。

本條文では郡管區での規定が付則のごとく記されているが、逆に言うと執法への申請

43) 秦代の縣における「官」については土口史記「戰國・秦代の縣 —— 縣廷と「官」の關係をめぐる一考察 ——」『史林』第95卷第1號，2012年を參照。

は「郡以外」つまり内史管區＝「中」の場合ということになるだろう。執法が内史管區にも存在したことがここから明らかになるが、これをさらに逆轉して「郡に執法は存在しない」とみることはできない。中・郡雙方に執法管區が存在することは他の簡に明示されている⁴⁴⁾。あくまで本條文は、徭役等への徵發を認可する権限が、中では執法、郡では太守に集約されていることをいうのみと捉えるべきであろう。郡にも執法は存在するが、本件に關しては何らかの理由で徵發の認可権限を郡太守に譲っている、と考えておきたい。

次に、執法は縣からの上計の「最」（總計）を受け、皇帝と縣とを仲介していた。

【5】 ●縣官上計執法，執法上計取（最）皇帝所，皆用筭橐⁴⁵⁾，□告藹（嶺）已，復環（還）筭橐，令報訖縣官。計□□□ [346]

●縣官は執法に計を上呈し，執法は計の總計を皇帝所に上呈する。すべて専用の袋を用いる。□告嶺已，ふたたびその袋を返却し，縣官に報訖させる。計……

縣は執法に計簿を上呈すなわち上計し，執法はその「最」を皇帝のもとへ上申する。「最」には考課の最上位（對義語は殿），あるいは數量の總計という二つの語義があるが⁴⁶⁾，ここでは上計の仲介という文脈で現れるため，後者に解するのが適當であろう。そうした「最」の實例を示す帳簿として里耶秦簡 10-1170 が挙げられる。一部抜粹して示すと，

卅四年十二月倉徒簿取（最）
大隸臣積九百九十人
小隸臣積五百十人
大隸妾積二千八百七十六
凡積四千三百七十六
其男四百廿人吏養
男廿六人與庫武上省（第一欄）

44) 「咸陽及郡都縣恒以計時上不仁邑里及官者數獄屬所執法」（資料【7】）が端的な例で，咸陽の所在する「中」，および「郡」の雙方に執法が設置されたことが示されている。

45) 「筭橐」を整理者は帳簿用の袋とする（『嶽麓秦簡（肆）』228 頁注 61）。

46) 「最」については富谷至編『漢簡語彙考證』東京，岩波書店，2015 年，228 頁を參照。

始皇三十四年十二月に、遷陵縣の倉嗇夫から遷陵縣廷に提出された刑徒の作業簿、いわゆる作徒簿である。作徒簿は日ごとに作成されるものと、月の労働量を總計（最）して作成するものとの兩種が知られているが、これは後者の例である。資料【5】では上「計」と言っているので、執法に提出されるのはこのような作徒「簿」ではなく出納・計算を主眼とした財務帳簿の類と思われるが、いずれにせよ「最」を上呈する場合の實例として参考になろう。また前漢末に降るが、同様の例に尹灣漢簡の YM6D2 がある。そこでは、東海郡屬下の各郡縣・侯國等の吏員数を列挙したのち、最末尾に「最凡吏員二千二百二人」と記している。これは郡吏が所有していた帳簿だが、郡から皇帝に対しては各郡縣等の吏員数という細目ではなく、この「吏員二千二百二人」という「最」だけが報告されたと考えられる。そうした各種情報の「最」のみを記載したものとして、同じく尹灣漢簡の YM6D1(集簿) がある。

このように、執法から皇帝に対してはデータの細目ではなく、一定単位の總量を提出することが規定されていた。逆に言えば、執法に対しては日ごと、地域ごとなどのより詳細な原簿が届いていたはずであり、それをもとに執法は整理、集計、點檢などを行っていたうえ、皇帝へと上奏したのであろう。

ただしここで縣から執法、そして皇帝へと送られている「計」が、いかなる内容の帳簿であったのか我々には把握しがたい。「上計」と一般化した文言を用いることは、財務帳簿全般であることを示唆するが、となるとこれまで郡級行政機關の役割とみられてきた上計の受理を執法が行っていることをどう考えるべきかという問題が浮上する。これについては執法の性格そのものに關わる問題であるので、本章の検討を終えたのちに再度取り上げたい。

上計と同様に、縣から執法へは「上功」も行われていた。次の資料【6】は 347-349 簡・350-352 簡のあいだが直接には連続しないようだが、全體として「上功」のトピックが共通することから、一つのまとまりを成すとみてよいだろう。長文にわたるため、適宜段落を分けて掲示する。

- 【6】 (A) □其不能者，皆免之。上攻（功）當守六百石以上，及五百石以下有當令者，亦免除。攻勞皆令自占，自占不 [347]⁴⁷⁾實，完爲城旦。以尺牒牒書⁴⁸⁾，當免者人一

47) 整理者が示す通り、347 簡末尾、348 簡冒頭にはわずかに簡の斷裂があるようだが、文字全體に缺落はない。

48) 「牒書」は、一事項につき一簡を用いて記すこと。里耶秦簡に類例が散見する。

廿九年四月甲子朔辛巳，庫守惲敢言之：御史令曰：各第官徒丁【牒】□

↗

牒，署當免狀，各上上攻所執法⁴⁹⁾，執法上其日、史以上牒丞 [348] 【相】、御史⁵⁰⁾，御史免之，屬、尉佐、有秩吏，執法免之，而上牒御史、丞相¹⁾。

(B) 後上之恒與上攻皆 (偕)¹⁾，獄史、令史、縣 [349]⁵¹⁾

(C) □官恒令令史、官吏⁵²⁾各一人上攻勞吏員，會八月五日。上計取 (最)、志、郡〈羣〉課、徒隸員簿，會十月望。同期，[350] 一縣用吏十人，小官一人，凡用令史三百八人，用吏三百五十七人⁵³⁾，上計取 (最) 者，被兼上志¹⁾、羣課、徒隸 [351] 員簿。

(D) ●議：獨令令史上計取 (最)、志、羣課¹⁾、徒隸員簿，用令史四百八十五人，而盡歲官吏¹⁾ 上攻者 [352]

(A) ……不能者はみな免除する。功の守六百石以上に当たる者、及び五百石以下で令に該当する者を報告し、また免除する。功勞はすべて自己申告させ、自己申告が事実と違えば、完城旦とする。一尺の牒によって牒書し、免除に該当する者は一人につき一牒とし、免除に該当する事由を記し、各々、功の報告先の執法に上呈する。執法はその (功勞に相當する) 日數と史以上の者の牒を丞相・御史に上呈し、御史が免除の手續きを行う。屬・尉佐・有秩吏については、執法が免除の手續きを行ってから、その牒を御史・丞相に上呈する。

(B) 以後、これを上呈する際には常に功の報告と一緒にすることとし、獄史・令史、縣……

勳者爲甲，次爲乙，次爲丙，各以其事勳易次之。●令曰：各以□□

上。●今牒書當令者三牒，署第上。敢言之。

[8-1514 正]

49) 「各上上攻所執法」を整理者は「各上，上攻所執法，」と句讀する。ここでは「上攻所執法」は「功の報告先の執法」ととらえ、讀點は入れず，「各おの上攻所の執法に (免に当たるの状を) 上す」と解釋した。

50) 整理者は「執法上其日，史以上牒丞 [348] 【相】，御史，」と句讀するが，これでは「史以上牒丞相，御史」の意味が不明となる。ここでは「執法上其日，史以上牒丞相、御史，(執法は其の日，史以上の牒を丞相・御史に上し)」と解釋した。

なお勤務日數をもとに算定されるのは漢代では「勞」であり，「功」は日數ではなくその他の実績による評價である。そのためこの「上其日」を「功に相當する日數を報告する」と解釋することには問題がないわけではない。ただ本條文の後段に「功勞」とみえることから，この「上功」は「上功勞」の省略と判斷した。

51) 整理者は 349, 350 簡を續けて讀むが，「獄史、令史、縣官」の竝列となつてしまい不自然である。圖版を確認すると 350 簡冒頭は明らかに簡が斷裂しており，三文字分ほどの缺落がある。

52) 「官吏」はここでは官吏一般ではなく，「(倉・庫・少内などの) 官畜夫に屬する吏」の意と解した。

53) 「一縣用吏十人，小官一人，凡用令史三百八人，用吏三百五十七人」はどのような計算によるのか判然としない。

(C) ……官では常に令史・官の吏各一人を、功勞を上呈する吏員とし、八月五日を期限としている。計最・志・羣課・徒隸員簿を上呈するには、十月望日を期限としている。(これら二つの上呈の) 時期を同じにし、一縣では吏十人、小官一人を用いることにすると、全體で令史三百八人、吏三百五十七人を用いることになる。計最を上呈する者について、その一部に志・羣課・徒隸員簿を上呈するのを兼ねさせる。

(D) ●議論の結果。ただ令史だけに計最・志・羣課・徒隸員簿を上呈させる。令史四百八十五人が必要となるが、一年が終われば官の吏および功を上呈する者は……

まず全體の構成について確認しておく、(D) に「●議」とあることから、これ以下の部分は集議の結果であり、同時にそれが地方に通達されて令として機能したものと考えられる。その内容は、令史にだけ各種帳簿を上呈させるようにする、というものである。これに對して、「●議」以前の部分は、冒頭が失われているものの、いずれかの官から朝廷ないし皇帝に對する法改正の提言・申請ということになる⁵⁴⁾。

その提言・申請にあたる (A) では、功勞によって何らかの免除⁵⁵⁾を得る者について執法に報告する際の手續きを説明している。もともと縣⁵⁶⁾ごとに功を上呈する先の執法(上攻所の執法)が定められていたようであり、さらに免除該當者のリストとその事由をもその執法に報告することになっていたわけである⁵⁷⁾。免除の手續きは「史以上」の者については御史大夫⁵⁸⁾がおこない、その他の「屬、尉佐、有秩吏」については執法が直接におこなった後に、名簿を御史・丞相に提出する。

54) 同形式のものに『嶽麓秦簡(肆)』[329-331] 簡があり、内史の提言→「議」という順序となっている。

55) 資料【6】にみえる「免」「免除」は、功勞に應じた手續きである點に鑑み、何らかの罪や賦役等からの免除を意味すると解釋した。一方で秦漢律の「免除」にはまた「罷免」の語義もある。本條は官吏が對象となっているため、そう解する餘地もあるが、それでは功勞の報告に對して罷免がなされるということの説明が必要となるため、ここでは取らなかった。

56) 「各上上攻所執法」の部分には上呈する主體が誰なのかは明示されていないが、後段に「一縣用吏十人」などとあることから、縣が主體とみられる。

57) 縣から執法に功勞が提出されていた一方で、郡に對しても功勞が提出されていた可能性もある。本條では執法のみ言及されるが、縣から郡への「上功」がなかったということにはならない。

58) 丞相・御史と並立する際の「御史」は御史大夫と解した。鷹取祐司『秦漢官文書の基礎的研究』東京、汲古書院、2015年、238頁注9參照。

「上功」が執法に對してなされたことが明確な一方、(C)に見える「計最、志、郡(羣)課、徒隸員簿」といった多様な帳簿については、その提出先が明示されない。上功が執法を對象とした以上、これらの帳簿の提出先もまた執法であったと考えるのが自然なようではあるが、不審な點も残る。第一に、資料【5】に「縣官上計執法」とあったように、執法に上呈されたのはあくまで「計」であって、本簡の「計最」とは異なる。第二に睡虎地秦簡・秦律十八種[20]には官有牛の管理について「內史課縣，大(太)倉課郡官及受服者」とあり、これによれば縣から課を提出する相手は內史となる。第三に、里耶秦簡には「所買徒隸數」を郡太守府に毎月報告せよという命令が見られ⁵⁹⁾、「徒隸員簿」とはやや表現が異なるものの、徒隸數の把握が郡太守の職掌であったことが窺われる。

特に第二、第三の點は「羣(群)課、徒隸員簿」の提出先が執法ではないことを示唆し、本簡とどのように整合するのか、判然としない。ただし後述のように執法は監察の一環として、縣から郡に提出するのと同様の帳簿の提出を受けていたものと思しい。本簡もまたその状況を反映している可能性があるだろう。

これ以上の深入りは避けることとしよう。本簡から確實に言えるのは執法に「上功」がなされていたということである。執法は縣から功勞の報告を受け、さらにこれを丞相・御史大夫に上呈し、縣と中央政府との仲介役となっていた。資料【5】で執法が計最を皇帝に上呈していたことを併せ考えるに、執法は中央政府とのあいだに直接的な關係を有する官であった⁶⁰⁾。

③ 司法上の職能

縣から執法への上計・上功は定期的に行われたはずであるが、その際、計と併せて提出する文書に關して次のような規定がある。

【7】 ■亡不仁邑里、官，毋以智(知)何人毆(也)，中縣道官詣咸陽，郡【縣】道詣其郡都[24] 縣，皆毆(繫)城旦舂，(中略)咸陽及郡都縣恒以計時上不仁邑里及官者數獄屬所執法，縣道官別之⁶¹⁾，[27] 且令都吏時覆治之，以論失者，覆治之而

59) 里耶秦簡[8-154] および[8-664+8-1053+8-2167]。

60) 『嶽麓秦簡(肆)』78頁注77に引く整理番號1872の簡には「御史、丞相、執法以下」という文言が見える。斷片的な引用で全貌は不明ながら、これも執法と中央官の關係を示すだろう。

61) 「縣道官別之」について、その前文で裁判文書が既に執法に上呈されている以上、「縣道官がこれを別つ」とは讀めない。ここでは、執法が送られてきた裁判記録を提出元の縣道官ごとに區別する、という意味で解した。この「縣道官」は、執法への報告元である咸陽・

即言請（情）者，以自出律論之。[28]

逃亡して所屬の邑里・官府が不明で身元がわからない者については，中の縣道では咸陽に送り，郡の縣道では郡治所在の縣に送り，いずれも繫城旦舂とする。（中略）咸陽および郡治所在の縣では，常に上計の時に所屬の邑里・官府が不明である者の数とその裁判記録を所屬の執法に上呈し，（執法は）縣道官ごとにこれを分類しておき，かつ都吏に定期的に再調査させ，失當のものを裁く。再調査して，もし事實を證言した場合には，自出律によってこれを裁く。

捕えた逃亡者のうち，身元が不明な者の情報を執法に報告することが規定されている。執法のもとに裁判関連の文書が集められるという点で，官名「執法」とその職掌との對應が示唆される。「獄」はここでは裁判関連の文書を意味すると考えられる⁶²⁾。身元不明の逃亡者の情報は，まず「中」では咸陽に，郡では郡治の縣に集約され，その次に咸陽・郡治から執法へと報告された。このように，身元不明者の情報がより廣領域を擔當しうる官府に集約されていくのは，とりもおさず身元不明というその前提条件が，單獨の行政單位内では解決し難い可能性を含んでいるからである。

裁判文書を上級機關に提出することについては，次の二年律令にも見える。

气（乞）鞠者各辭在所縣道，縣道官令、長、丞謹聽，書其气（乞）鞠，上獄屬所二千石官，二千石官令都吏覆之。二年律令 [116]

縣道官所治死罪及過失、戲而殺人，獄已具，勿庸論，上獄屬所二千石官。二千石官令毋害都吏復案，問（聞）二千石官，二千石官丞謹掾，當論，乃告縣道官以從事。

二年律令 [396-397]⁶³⁾

郡治所在縣ではなく，逃亡者の發覺・捕獲地のことを指すのであろう。「縣道官ごとに」という「道」を含む表現をとることがこれを傍證する。また，これと同時に「且令都吏時覆治」の主語も執法ということになろう。これは，都吏が通常二千石官より派遣される官であることとも對應する。本文に掲げた二年律令・具律 [116]，興律 [396] を參照。

- 62) 『漢書』于定國傳に，東海有孝婦，少寡，亡子，養姑甚謹，姑欲嫁之，終不肯。…其後姑自經死，姑女告吏，「婦殺我母。」吏捕孝婦，孝婦辭不殺姑。吏驗治，孝婦自誣服。具獄上府，于公以爲此婦養姑十餘年，以孝聞，必不殺也。太守不聽，于公爭之，弗能得，乃抱其具獄，哭於府上（師古曰，具獄者，獄案已成，其文備具也。）因辭疾去。

とあり，「具獄」（完備した裁判文書）を郡府に上呈したことが見える。

- 63) 富谷至編『江陵張家山二四七號墓出土漢律令の研究』譯注篇，京都，朋友書店，2006年は，これらの「上獄屬所二千石」を，「案件を所轄の二千石官に上申せよ」「裁判を所屬する二

「上獄屬所二千石官」は、【7】の「上不仁邑里及官者數獄屬所執法」と同様の句法であり、執法が二千石官であるとの想定を傍證する。執法が縣道からの報告を受け付け、かつ定期的に都吏を派遣して縣道の裁判の再調査をも行うということは、二年律令における二千石官（ここでは郡太守）の役割が、秦代においては執法に與えられていたことを示す。縣道の上にあってその裁判の當否を時に應じて點檢する點、執法は縣道に對する監察官的性格を帯びていたと言つてよい。

次の條文においてもまた、執法が縣からの裁判情報を集約している様が窺われる。

【8】（前略）遷（遷）者、遷（遷）者包及諸皐 [232] 當輸¹ □及會獄治它縣官而當傳者，縣官皆言獄斷及行⁶⁴年月及會獄治者行年月其遷（遷）、輸 [233] 及會獄治詣所縣官屬所執法，即亟遣，爲質日，署行日，日行六十里，留弗亟遣過五日及留弗傳過 [234] 二日到十日，貲縣令以下主者各二甲¹。其後弗遣復過五日，弗傳過二日到十日，輒駕（加）貲二甲。留過二月，奪 [235] 爵一級。毋（無）爵者，以卒戍江東、江南四歲。[236]

遷刑の者，それに隨行する者，および諸々の罪人で輸送，□の勞役にあたる者，および裁判のため他の縣官に出向く者で，遞送される場合は，縣官がいずれについても判決と出發の年月日，および裁判に出向く者の出發の年月日を，その遷刑の者・輸送の勞役にあたる者・裁判に出向く者の目的地の縣官が所屬する執法に對して傳え，すみやかに派遣する。日々の行程記録を作成し，出發日を記して毎日六十里を進ませる。留めて派遣しないこと五日を過ぎる，および留めて遞送しないこと二日から十日に及べば，縣令以下の擔當者は貲二甲とする。その後，派遣せずに再び五日が過ぎたり，遞送しないこと二日から十日に及べば，そのたびに貲二甲を加える。留めること二月を過ぎれば，爵一級を取り上げる。無爵の者は，江東・江南で戍卒とすること四年とする。

千石の官に上申する」と譯している（77頁，251頁）。獄を「裁判案件」と抽象的に解しているが，本文に引用した嶽麓秦簡【7】の場合，「計時に上す」對象が「數・獄」とであるという關係から，「裁判案件を上級に委ねる」といった抽象的な意味よりも，より直接的に，裁判情報を記した文書を上呈することを指すと考えるべきであろう。

64) 「行」は，例えば里耶秦簡「五月甲寅旦，佐宣行廷」[8-170]のように「(文書を)送る」意味での「行」の用例が頻見するため，ここでも罪人等を送る，出發させることを意味すると解した。整理者は「遷・輸の行程」とするが（『嶽麓秦簡（肆）』173頁注207），根據が不明瞭のため採らない。

上記の翻譯は整理者の提示した解釋と異なる部分があるため、まずそれについて説明を加えておきたい。整理者は 233 簡と 234 簡のあいだに缺簡を想定し、

(前略) 縣官皆言獄斷及行年日月及會獄治者行年日月，其遷，輸 [233]

(缺簡)

□會獄治，詣所縣官屬所執法，即亟遣，(後略) [234]

のように句讀する。兩簡の接續については竹簡背面の斜線のような明確な手がかりがないため、缺簡を想定したのは文意が繋がらないという理由によると思われる。しかしこれでは「詣所縣官屬所執法」が前後の文から獨立してしまい、意味をなさない。そこで筆者は、234 簡冒頭「□會獄治」の不明字を 233 簡前半「及會獄治」を参照して「及」とみなし、さらに「詣所縣官屬所執法」と續けることで、233・234 簡を一連の文章として解釋した。



234 簡第一字

及 (234 簡)

及 (233 簡)

すなわち、「縣官皆言獄斷及行年日月及會獄治者行年日月其遷、輸□會獄治詣所縣官屬所執法」となり、訓讀すれば、

縣官は皆な獄斷及び行の年日月，及び獄治に會する者の行の年日月を，其の遷・輸及び獄治に會する詣所の縣官の屬所の執法に言う。

となる。「縣官」が「年日月」を「執法」に「言う」というのがこの文の骨格である⁶⁵⁾。「詣所縣官屬所執法」とは、遷刑等の者の目的地（詣所）の縣が所屬する執法のことを指す。

この條文においても、遷刑その他の事由で移動の必要がある者についての情報が、各縣を通じて執法に集約されていた。こうした制度の意圖するところは條文中に明言されてはいないが、縣を越えての移動ということが関係していることは間違いないだろう。複数縣に跨がる廣領域を掌管する執法に、その管區内における罪人等の通行情報を把握させておくことで、移動時に生じる問題を解決ないし回避することを圖っていたものかと推察される。

65) 同様の構文として、『嶽麓秦簡（肆）』[189]に、「言不足用積徒數屬所尉」（不足の用積徒の數を屬所の尉に言う）の例がある。

④ 縣財政への介入

【9】 ●制詔丞相、御史：兵事畢矣¹，諸當得購賞賁責（債）者，令縣皆亟予之。令到縣，縣各盡以見（現）錢不禁⁶⁶ [308] 者⁶⁷ 臯。令縣皆亟予之。■丞相、御史請：令到縣，縣各盡以見（現）錢不禁者亟予之，不足，各請其屬 [309] 所執法，執法調均，不足，乃請御史，請以禁錢⁶⁸ 貸之，以所貸多少爲償，久易（易）期，有錢弗予，過一金，[310] 貲二甲。[311]

丞相・御史大夫への制詔。兵事は終結した。およそ購償・債權を得ることになっている者に對しては，縣からすべてすみやかに與えさせよ。この令が縣に到達すれば，縣はそれぞれ悉く支出禁止でない現錢を用い，有罪とはさせないこと。縣からすべてすみやかに與えさせよ。■丞相・御史大夫の請。令が縣に到達すれば，縣はそれぞれ悉く支出禁止でない現錢を用いてすみやかに與え，不足があれば，それぞれ所屬の執法に請求し，執法がこれを調均し，それでも足りないのであれば，御史大夫に申請して禁錢からの貸與を請求させ，貸與した錢額でもって補填させる。與える時期を引き延ばしたり，錢があるのに與えなかったりした場合，一金を越えるごとに貲二甲とする。

本條は，購償等を即時に支給することを命じる皇帝の制詔に對し，丞相・御史大夫の「請」が續くという二段階の形式となっている。請の内容は皇帝制詔をより具體化するもので，錢支出に關する手續き，不足の場合の對處などに言及する。本來は，これに對する皇帝の認可すなわち「制曰可」部分も存在したと考えられるが，現在その部分は失われている。だが，この請の内容がそのまま執行されることになったとみて差し支えないだろう。

丞相・御史大夫の請を見ると，購償等に用いる錢が不足している場合，まずは縣から執法に請求，執法がこれを「調均」して，さらに不足であれば「御史」に請求するとある。この「御史」は郡監御史ではなく中央の御史大夫と見るべきである。それは，この

66) 整理者は「縣各盡以見（現）錢，不禁者，」のように句讀するが，[309] に同じく「現錢不禁者」が出てくるため，一語で解釋すべきであろう。

67) 「巨」は，整理者が睡虎地秦簡・語書「令吏民皆明智（知）之，毋巨（距）於罪」を引いて「至」の語義で解釋するのに従う（『嶽麓秦簡（肆）』226 頁注 19）。

68) 「禁錢」と「現錢不禁者」とは對義語の關係にあるとひとまず解した。整理者が引用するように，禁錢から不足分を支出した事例として，『漢書』賈捐之傳「大司農錢盡，乃以少府禁錢續之。（師古曰：少府錢主供天子，故曰禁錢。）」の事例がある（『嶽麓秦簡（肆）』226 頁注 21）。禁錢が天子の財政に供する錢であることは周知の通りだが，その名稱は里耶秦簡 [8-13] にも確認される。

前段に「丞相・御史」とあって丞相と並稱されており、さらに少府管轄の禁錢貸與を請求できるような中央官とみなされるためである。このように禁錢の貸與は、縣から執法を通じて最終的に御史大夫に請求されることとなっており、ここに執法と御史大夫との密接な關係が窺われる。

執法は縣の現錢が不足している場合に、それを「調均」したとある。これは執法の財政上の職能を示す貴重な記事と言える。調均は、現錢に餘裕のある縣から不足の縣への融通を意味しよう⁶⁹⁾。執法が管區の縣財政に介入しうることが窺われるが、留意すべきはそれが平時の財政ではないことである。六國併合の完了を意味するであろう「兵事畢矣」後の購償等がここでは対象となっており、皇帝自ら「亟予之」と促すように、迅速な遂行が求められていた。一縣における現錢の不足は、とりもなおさず皇帝の意志が實現しないことを意味する。そうした状況に陥らないために、縣をまたいだ「調均」を行うことが執法には求められていたのである。

以上のように執法は、皇帝の意向・政策を迅速に實現するという目的のもと、複數縣にまたがる廣域財政に介入しうる職能を賦與されていた。換言すれば、執法に期待されたのは、皇帝意志をより直接的に具現化することにはかならない。

本節の検討によって、執法の性格は次のように總括できるだろう。執法は、① 獨立の官府（執法府）を有し、その長官として丞・卒史・曹・屬官などを束ねる二千石官であった（【1】【2】【3】【4】）。② 屬下の縣行政に對して監督責任を負い（【1】【4】）、上計・上功を受けて縣と中央政府（皇帝・丞相・御史大夫）との仲介を行った（【5】【6】【9】）。③ 司法官としては縣をまたいだ廣域の管區を持ち、司法情報の集約據點としての役割も有していた（【7】【8】）。④ 縣の財政にも介入しうるが、それは皇帝意志の迅速な具現化に寄與することを期待されたものであった（【9】）。

第三章 御 史 と 執 法

第一節 執法の所屬

嶽麓秦簡の出現によって、「御史執法」の存在を豫見していた櫻井説はどのように再評價できるだろうか。櫻井氏は、「御史中執法」が『漢書』に見えることから、「御史執法」

69) 渡邊信一郎氏によれば、漢代の調均は武帝期以後に散見するもので、郡國の財政需要に應じ、大司農の指令を媒介として錢穀を轉送、調整することである。渡邊信一郎『中國古代の財政と國家』東京、汲古書院、2010年、55-66頁。本文に引用した事例は、秦代に遡る調均としても注目される。

もまた存在したと推定し、それは御史丞と同義であるとみなしていた。この意味での御史執法とは、御史大夫の次官として御史府に常駐し（一方の御史中丞は殿中所在とみる）、御史大夫の業務を助けるものであったと櫻井氏は認識している。

したがって櫻井説では御史執法は中央官であったことになるが、秦律の執法が独立の機構を有し、縣行政を監督する地方官であったことからすれば、御史丞と同一の官と見ることは無理があるだろう。秦律においては咸陽を所轄する執法、郡下の縣を所轄する執法がいたように〔7〕、執法はただ一人ではなく地方に複数存在する。その管區は郡のそれと一致するのか、あるいは秦全土に何人の執法が存在したのかといった点についてはなお不明だが、明らかに御史大夫の兩丞のうちの一人であったとみなすことは不可能である。櫻井氏の豫見とは異なり、秦の執法は御史大夫の丞ではなく、一個の地方官であったと捉えるべきである⁷⁰⁾。

しかしながら御史大夫と執法とが全く無関係であったとは言い切れない。執法は、丞相・御史大夫に「當免狀」を報告し、また現錢の不足を御史大夫に請求するなど、御史大夫と直接的な関係を有していたことは前章に見た通りである。櫻井氏の想定した御史執法＝御史丞という見解は、そのままでは従いえないものの、官制系統上、執法が御史大夫に屬する官であったということは十分に想定できるのである。

ここで傳世文獻における執法と御史との関係をあらためて見てみたい。櫻井氏がつとに指摘したとおり、御史の職權、ないしは御史そのものがしばしば「執法」と稱されることがあった。御史とは「法を殿中に執る（執法殿中）」者である、というのは常套の表現であるし⁷¹⁾、より直接的には王莽のときに御史を執法と改めた事実が存在する⁷²⁾。

御史系統の官名として「執法」を用いる事例は引き續き後代にも存在する。曹魏では治書執法と治書御史とが並置されており⁷³⁾、魏文帝の黃初年間には鮑勛が御史中丞から治書執法に左遷されたことや⁷⁴⁾、治書侍御史の高柔がのちに治書執法を加えられたこと⁷⁵⁾

70) 里耶秦簡〔8-159〕に「御史丞去疾」が見え、御史丞が執法とは別に存在したことを示唆する。

71) 『漢書』陳萬年傳・陳咸「元帝擢咸爲御史中丞，總領州郡奏事，課第諸刺史，內執法殿中，公卿以下皆敬憚之。」、『漢書』薛宣傳「執法殿中」など。また『漢書』杜周傳・杜業「〔孫〕宏前爲中丞時，方進爲御史大夫，舉掾隆可侍御史，宏奏隆前奉使欺謾，不宜執法近侍，方進以此怨宏。」とあるように、〔侍〕御史は「執法近侍」の官でもあった。

72) 『漢書』王莽傳中・始建國元年「御史曰執法。」

73) 『晉書』卷二十四職官志・治書侍御史條「及魏，又置治書執法，掌奏劾，而治書侍御史掌律令，二官俱置。」

74) 『三國志』卷十二鮑勛傳「左遷勛爲治書執法。」

75) 『三國志』卷二十四高柔傳「文帝踐阼，以柔爲治書侍御史，賜爵關內侯，轉加治書執法。」

が史書には見える。また「督軍糧執法」という官も存在し、杜襲は督軍糧御史からこれに轉任している⁷⁶⁾。

なお孫吳には「中執法」が見えるが、これは執法を左右中の三官に分けたうちの一つであり、御史中丞の「中」が宮中の意味であったのとは異なる⁷⁷⁾。三國時代のこうした「執法」諸官はやはり御史臺に所屬したとみられ⁷⁸⁾、石井仁氏はこれらを「軍事司法に関わる」官とする⁷⁹⁾。

晉代に至っても御史を「執法」と関連づける表現は存在する。『漢書』張敞傳に「秦時獄法吏冠柱後惠文」と、獄吏が「柱後惠文」なる冠を身につけたことを記し、それについて晉灼は次の如く解説する。

秦制執法服，今御史服之，謂之解鴈，一角。今冠兩角，以解鴈爲名耳。

「柱後惠文」なる冠は、秦代には執法、漢代には御史によって着用されるものであったという。この場合の「執法」は官名というより法吏一般を指すように思われるが、御史が秦代からの「執法」の役割を繼承したものだという認識が窺われる⁸⁰⁾。

「執法」が御史と強く結びついた表現であることは以上の通りであるが、秦制における執法もまたこの列に連なることは疑いない。すると、嶽麓秦簡に見えた地方官としての執法もまた、御史系統の一官であったと見なしても大過ないと思われる。そのため、御史執法＝御史丞の説は成り立たないものの、一方で櫻井説の一部、つまり執法が御史系統に屬するという点に限っては、秦簡所見の執法の性格とは矛盾しない。したがって櫻井説を部分的に支持しつつ、秦代の執法は御史系統に屬する地方官であったと見ておくのが現時点での妥当な結論と考える⁸¹⁾。

76) 『三國志』卷二十三杜襲傳「及踐阼，爲督軍糧御史，封武平亭侯，更爲督軍糧執法，入爲尙書。」

77) 是儀は「中執法」に就任し（『三國志』卷六十二是儀傳），薛瑩・胡綜は「左執法」に就任した（『三國志』卷五十三薛綜傳・子瑩，卷六十二胡綜傳）。

78) 洪飴孫『三國職官表』卷中。

79) 石井仁「孫吳軍制の再検討」中國中世史研究會編『中國中世史研究續編』京都，京都大學學術出版會，1995年。

80) これに先行する言説として、『續漢書』輿服志下・法冠に「胡廣説曰：春秋左氏傳有南冠而縶者，則楚冠也。秦滅楚，以其君服賜執法近臣御史服之。」とある。

81) 執法が官制的には御史系統に所屬することは、それが丞相と關係を取り持たないことを意味するわけではない。執法と丞相との關係もまた秦律には散見する。本稿の資料【6】【9】のほか、未公開簡にも「一牒，署初獄及斷日，輒上屬所執法，執法輒上丞相，以郵行，且以□□□□及弗以爲事，當論。而留弗亟」（陳松長「嶽麓秦簡中の幾個官名考略」（前掲））

第二節 執法と上計制度

前章で【5】について検討した際、地方行政の根幹をなす上計制度の一角を執法が占めていたことをいかに解釋すべきか、郡との役割分擔はいかなるものであったのかといった疑問が浮上していた。前節の考察を踏まえ、ここでその問題について検討を加えておきたい。というのも、執法が御史系統の官であったならば、何より縣への監察がその中心的な機能であったと想定され、上計の問題についても監察の一環という觀點から解釋することが有効と考えられるためである。

上計に關してまず確認しておきたいのは二年律令の次の條文である。

縣道官之計，各關屬所二千石官。其受恒秩氣（餼）稟（廩），及求財用委輸，郡關其守，中關內史。受（授）爵及除人關於尉。 二年律令 [214-215]

縣道官の計は、それぞれ所屬の二千石官に報告する。そのうち、定期的な俸祿と食糧の受給、および財物輸送の要求については、郡の域内では郡太守に、中の域内では内史に報告する。爵の授與および人を敘任する場合は尉に報告する。

ここでは、縣道官の計（會計帳簿）は「屬所二千石官」へと報告するという一般規定をまず提示し、次いでより具體的な項目、すなわち俸祿と食糧の受給、財物輸送の要求に關する計については「中」では内史に、郡では郡太守に、爵位や人事に關する計については郡尉に報告すると述べる⁸²⁾。つまり本條文の構成は、冒頭で「二千石官」という包括的な表現を用いて制度の大枠を述べ、續いて個別の官（郡太守、郡尉）の具體的な役割を説明するという二段構えとなっているのである。

これに鑑みれば、縣道官の「上計」はそもそも複数の上級機關に對してなされることが當然であったことがわかる。郡管區における上計は、縣廷から郡太守府へという單獨のルートだけではなく、あるものは郡太守府へ、あるものは郡尉府へというように、計の内容によってその提出先が區別される場合もあったのである。縣が複数の上級機關と關係を有する漢初の狀況がここから読み取れるが、こうした關係が秦代でも同様であったことは既に游逸飛氏の説くところである⁸³⁾。

すると、執法もまた縣からの上計提出先である「二千石官」のうちの一つに含まれていた可能性は十分に想定される。この想定は、【5】の「縣官上計執法，執法上計最（最）

所引1781簡）とある。

82) なお郡太守、郡尉は二千石官である（二年律令[440-441]）。

83) 游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」（前掲）。

皇帝所」という執法の上計に関する規定が、何ら特殊な状況を指定しておらず、恒常的な制度を述べるが如くであったことと適合する。つまり嶽麓秦簡に見える縣から執法への上計は、恒常化・定例化した通常業務のことを指していると見てよいだろう。

そこで検討が必要となるのは、執法に提出される計の内容である。縣から郡太守、郡尉、執法などに提出される計が、それぞれ内容を異にするものであった可能性は排除できないが、しかし前掲二年律令・置吏律が具体的な計の内容を指定していたのとは対照的に、【5】がまったく条件を指定しない「縣官上計執法」といった表現をとっている點は看過すべきではないだろう⁸⁴⁾。このことは、執法に提出される計の内容が、相當に廣範なものであったことを示唆する。ここに執法の監察官の性格を考えあわせれば、縣から郡太守・郡尉など行政系統の上級機關に提出する計の内容と、執法すなわち監察機關に提出するそれとは、異なる内容のものではなくむしろ同一のものだったと想定するべきではないだろうか。

ここで連想されるのは前漢代の御史中丞である。近年の研究が説くところによれば、前漢代において御史中丞は「州郡の奏事を總領」（『漢書』陳咸傳）していたが、この州郡からの奏事は刺史によって御史中丞へと報告された。御史中丞はこの情報を利用して郡縣から提出された上計簿の正確さを檢證し、その監察官としての役割を果たしていたという⁸⁵⁾。漢代においては地方郡縣からの上計にしばしば粉飾・虚偽が含まれており、武帝がこれを問題視した発言を残したことはよく知られている⁸⁶⁾。

郡縣による上計の信頼性確保の問題は、多分に通時代的なものであり、秦代もまた例外ではありえない。そこで、秦もまた縣から郡、郡から朝廷へという行政系統の経路だけでなく、それとは異なる経路による上計制度を用意しており、その一端を擔ったのが他ならぬ執法であったのではないだろうか。つまり執法への上計は、郡縣經由の上計の正確さを檢證するために設けられた第二のルートであったと考えられるのである。

郡・縣という地方行政系統とは別個の上計ルートを確保するという發想において、執

84) さらにここは文頭にあたり、先行する條文はない。無論、執法に上計する内容を指定した他の律文が存在していた可能性も排除できないが、現時點の資料状況によって、本文に示した通りに考えておきたい。

85) 王勇華『秦漢における監察制度の研究』（前掲），241-242 頁。なお同書は實際の文書の動きについて、刺史の奏事簿は正副二つが用意され、正簿は皇帝に、副簿は丞相に提出し、皇帝の正簿がのち御史中丞に渡されたという過程を想定している。しかし、いったん皇帝を經由して御史中丞に渡するという手続きであったとしたら、御史中丞が「州郡の奏事を總領」という表現にはそぐわないのではないか。また、そもそも御史中丞より先に皇帝に提出されたと想定する必要があるのか疑問である。

86) 紙屋正和「漢代刺史の設置について」『東洋史研究』第 33 卷第 2 號，1974 年，49 頁。

法と刺史の役割は近似する。それは郡縣の行政報告を検證するという、まさしく監察制度の發想にほかならない。その一角に執法が位置することは、それが御史系統に屬するという點を想起すれば、むしろ自然なこととして解されよう。

第三節 執法と監御史

執法が御史系統に所屬して地方監察を擔ったと考えたとき、いま一つの問題となるのは、監御史との區別をどのように考えればよいかという點である。秦の郡には監御史が置かれ、監察を掌ったという。その職掌については主に以下の史料に見える。

分天下以爲三十六郡……郡置守、尉、監。『史記』秦始皇本紀・始皇二十六年條⁸⁷⁾
監御史，秦官，掌監郡。漢省，丞相遣史分刺州，不常置。『漢書』百官公卿表
外十二州，每州刺史一人，六百石。本注曰：秦有監御史，監諸郡，漢興省之，但遣
丞相史分刺諸州，無常官。『續漢書』百官志

しかし傳世文獻は秦の監御史について多くを語らない。郡を監察する監御史は、執法とどのような関係にあったのか、両者はどのように監察業務を分掌したのか、史料の制約のためそれに明確な解答を與えることは極めて困難である。そもそも官が違えば職掌の分擔範圍も異なると考えてよいのかという問題を含めて、他日の検討を期するというほかないのだが、ここでは現時點で判明する兩者の存立時期について考察しておくことで、今後の議論に備えることとしたい。

上掲の『史記』秦始皇本紀は、始皇帝の統一時に監御史を設置したという認識を示すが、嶽麓秦簡によれば始皇二十五年の時點で監御史の康なる人物が登場しており⁸⁸⁾、統一以前から設置されていたことは疑いなく、『史記』の認識には従いえない。明確な年次は不明ながらも、里耶秦簡には「洞庭監御史」が見えており⁸⁹⁾、さらに「監府」の用例も散見

87) 秦始皇本紀では監御史設置と同年（始皇二十六年）の「分爲三十六郡」の記事を、六國年表では始皇二十七年に繋げている。この年次の差について鶴間和幸氏は六國年表に錯簡があるとみなし、「分爲三十六郡」はもともと始皇二十六年のこととする（鶴間和幸『秦帝國の形成と地域』東京、汲古書院、2013年、473-484頁）。錯簡復元の過程については異論もある（土口史記「書評 鶴間和幸著『秦帝國の形成と地域』『日本秦漢史研究』14號、2014年）が、いずれにしても『史記』が認識するところの監御史設置が統一後であるということは動かない。

88) 嶽麓秦簡「爲獄等狀四種」案例01に見える。朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（叁）』上海、上海辭書出版社、2013年。

89) 「敢言之。洞庭監御史□」[11-34]。里耶秦簡の出土地點である遷陵縣は秦王政二十五年

する⁹⁰⁾。「監府」はまた嶽麓秦簡「卅四年質日」にも見られる⁹¹⁾。傳世文獻に再び目を轉じれば、二世皇帝時期における「泗水監平」なる人物の活動がわずかに知られている⁹²⁾。よって、統一前年から秦滅亡直前にかけて、監御史の存在が確認されることになる。

一方、嶽麓秦簡に見える地方官としての執法に關しては、明確な年次というわけではないが、「兵事畢矣」の條文に執法が登場することは前述の通りであり、始皇二十六年の統一以後ほどない時點において存在していたことは間違いない。出現の上限もまた判然とはしないが、始皇二十一年に遡る條文にも言及されるようである⁹³⁾。

以上により、最も短く見積もっても、統一の前後數年間に於いては執法・監御史が並立していたことは確實である。そのため執法・監御史の關係について、一方から一方へと改稱されたといった解釋は成立しないだろう。

本節では監察機能の共通性が豫想される執法・監御史の存立時期について検討してきたが、兩者の職掌分擔の實際など具體的な問題については現時點で踏み込むことはできない。さらに執法の監察官としての具體的職掌に關してもなお不明な部分が多い。今後、新たに公表が豫定されている嶽麓秦簡の律令類の内容を踏まえうえ、再考の機會を持ちたい。

お わ り に

第二章で總括した執法の性格をあらためて掲げよう。執法は ① 獨立の官府（執法府）

（前 222）に縣となったことが判明している（[8-757]）ため、[11-34] は少なくともその年次を遡らない。

- 90) 里耶秦簡中の「監府」の例は以下の通り。「書遷陵，遷陵論言。問之，監府致數座臨沅」[8-1032]，「到監府事急」[8-1006]，「監府書遷陵」[8-1644]。
- 91) もっとも、「監府」を一律に監御史の官府とみなしうるかについては異論もある。嶽麓秦簡「卅四年質日」第 5 簡の「監府」を整理者は監御史府とみなし（朱漢民・陳松長主編『嶽麓書院藏秦簡（壹）』上海，上海辭書出版社，2010 年，68 頁），游逸飛氏もまた里耶秦簡所見の「監府」を郡監御史の府とする（游逸飛「三府分立——從新出秦簡論秦代郡制」（前掲），482-483 頁）。一方，この監が監御史ではなく廷尉監史を指すと指摘する王輝氏の説も看過できない（王輝「一票居讀記（四）」李宗焜主編『出土材料與新視野』臺北，中央研究院，2013 年）。
- 92) 『史記』高祖本紀「秦四川監平將兵圍豐，二日，出與戰，破之」（「四川」は「泗水」の誤字。『史記會注考證』高祖本紀を参照）。泗水監の平はまた，『史記』曹相國世家「將擊胡陵、方與，攻秦監公軍，大破之」，樊鄴滕灌列傳「（樊噲）擊泗水監豐下，破之」，同「（夏侯）嬰與蕭何降泗水監平，平以胡陵降，賜嬰爵五大夫」として見える。
- 93) 陳松長「嶽麓秦簡中の幾個官名考略」（前掲）に引く整理番號 1612，1611 簡に「●廿一年十二月己丑以來，縣官田田徒有論數及諸它缺不備獲時，其縣官求助徒獲者，各言屬所執法，執法輒爲調發。書到，執法而留弗發，留盈一日，執法、執法丞、吏主者，貲各一甲，過一日到二日，貲各二甲，過二日〔到三〕」とある。

を有し、その長官として丞・卒史・曹・屬官などを束ねる二千石官であった。② 屬下の縣行政に對して監督責任を負い、上計・上功を受けて縣と中央政府（皇帝・丞相・御史大夫）との仲介を行った。③ 司法官としては縣をまたいだ廣域の管區を持ち、司法情報の集約據點としての役割も有していた。④ 縣の財政にも介入しうが、それは皇帝意志の迅速な具現化に寄與することを期待されたものであった。さらに第三章で検討したとおり、⑤ 御史系統に屬する地方官として、郡縣を監察する役割をも擔っていた。

このような秦代の執法は、睡虎地秦簡をはじめとした從來の出土資料には言及されおらず、嶽麓秦簡によってその存在が初めて確認された。傳世文獻に君主側近としての執法の姿が窺えるものの、それは嶽麓秦簡が示す地方官としての執法の姿とは異なり、両者は別個の存在として考えるべきである。

秦の執法は監御史とは對照的に、史書に直接的な記録が残らない、いわば忘れ去られた官職であった。その出現時期はなおも不明だが、傳世文獻にその痕跡すらほとんど見出しえないことに鑑みれば、さほど長い期間にわたって設置されたとは考えにくい。嶽麓秦簡には、この比較的短期間で消滅した執法の姿が幸運にも記載されていたということになる。

執法が消滅した理由は定かではないが、傳世文獻には監御史が地方監察官の代表であるかのように言及されていることからすると、一定期間両者が並立した時期を経て、いずれかの時点で地方監察の職能が監御史のもとに整理吸収されたのかもしれない。

とはいえ、短期間であったにしても執法が秦代のある時期において存在したことは事實である。秦は郡縣という通常の地方行政機構だけでなく、御史系統に執法を設けて地方に置くことで、皇帝意志の迅速な傳達・具現化を圖った。これは、郡縣とは別系統の支配經路によってその地方統治體制を補完するものと言える。これに加えて監御史をも並立させたことを勘案すれば、秦が地方統治の問題にとりわけ意を用いたことがあらためて注目され、多岐にわたる統治經路を未整理なままに設けてゆく執拗さすらそこには看取できるだろう。

未熟にして試行的というべき秦制の成立背景は、その歴史的經緯と無關係ではない。内史管區の外側に廣がる「郡」の地域は、秦にとっては舊六國領域への進出によって獲得された新領域であった⁹⁴⁾。遠隔地の新領域に對する支配體制を構築するのは、秦にとっては過去の歴史經驗をほとんど參照できない、新しい試みにほかならなかった。そうした状況下における試行錯誤の過程が、上記のような執拗ながらも未整理な、複線化

94) 土口史記『先秦時代の領域支配』京都、京都大學學術出版會、2011 年、第四章。

した領域支配のルートとして現れているのではないだろうか。

本稿を締めくくるにあたって、より長期的な展望を述べておきたい。行政官・監察官の併置によって領域支配をより確實なものとするという構想は、漢初における監御史の廢止というある意味での後退を経つつも、基本的には漢代以降にも繼承されてゆく。そのなかでも重視されるのは刺史の設置だが、古典的な見解では、前漢景帝・武帝期には御史や丞相史が監察官として並び立ったため、権限の分散、監察範圍の不安定という問題が生じ、これを解決すべく新たに刺史が設置され、権限の集中が圖られたという⁹⁵⁾。このような監察体制の展開は、秦における監御史・執法の竝立から、推論の域を出ないものの監御史への一本化へという流れが再現されたかの如くである。

また近年の研究によれば、武帝期における朝廷直轄地の擴大に伴って地方官吏のポストが増加し、全国的な人事制度の整備が必要となったことを背景として刺史が設置されるに至ったとされ、そのような状況下で刺史には監察のみならず官吏の考課・察舉に携わることまでもが期待されていたという⁹⁶⁾。

漢初における郡國併用から武帝期に至るまでの郡縣直轄領域の擴大へという過程において生じた課題は、全土の直轄統治を既定路線とした秦においてもある程度は共通していたことであろう。執法に上計の眞實性を檢證する機能があったことを前章で検討したが、そのような機能をもとに、秦の執法もまた地方官吏の考課・察舉において一定の役割を果たしたであろうことは當然豫想される。

執法の設置に窺われた秦の複線的な地方統治経路は、前漢以降の制度沿革をも展望するならば、必ずしも突出して特異なものであったとは言い難い。また一方で、刺史設置に代表される漢代監察制度の展開についても、制度「創設」を過度に強調することなく秦制の繼承ないしはそこへの回歸という点から再考すべき餘地がある。執法という「忘れられた官」の再発見は、より廣い時代幅での地方統治体制の再検討を要請することになろう。爾後の課題としたい。

附 記

本研究はJSPS 科研費 JP26770242 の助成を受けたものです。

脱稿後に出席した「第七屆出土文獻與法律史研究學術研討會（2017 年 11 月，湖南大學嶽麓書院）

95) 嚴耕望『中國地方行政制度史 甲部 秦漢地方行政制度』臺北，中央研究院歷史語言研究所，1990 年，275 頁。

96) 福永善隆「前漢における丞相司直の設置について —— 丞相制の展開と關連して ——」『九州大學東洋史論集』34，2006 年。

において、王捷「秦監察官“執法”的歷史啓示」（『環球法律評論』2017年2期）の存在を知った。本稿と相補う点があるため、併せて参照されたい。同時に、彭浩氏が執法に關する學會發表、「嶽麓書院藏秦簡（四）的“執法”」（『第六屆出土文獻與法律史研究學術研討會』2016年11月，華東政法大學）を行っていたことを知った。兩氏からは直接に貴重な意見を賜った。ここに記して感謝申し上げる。